

## 高等教育の修学支援新制度

本学は、2020年度から開始された国による「高等教育の修学支援新制度」の対象校となりました。

本制度は、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、2020年4月から実施されております。

### ■制度の概要

授業料・入学金の免除または減額と、給付型奨学金により、意欲ある学生のみなさんの「学び」を支援します。

申込みにあたっては、**給付奨学金と授業料減免の両方セットで申請してください。**

### ■支援内容

①授業料の減免（および入学金の免除…新入生のみ）

②給付型奨学金の支給

### ■支援開始時期

（授業料減免等）8月頃を目途に精算する予定です。（前期対象の場合）

（給付奨学金）申込時期によって異なります。（4月から対象）

### ■支援の金額

授業料等減免の上限額（年額）

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3の支援額となります。

支援対象者	授業料減免額(年額)	支援措置内容	区分名	実際の減額方法	
				春学期	秋学期
住民税非課税世帯の学生	700,000円	満額	第Ⅰ区分	350,000円	350,000円
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	466,700円	満額の2/3	第Ⅱ区分	233,400円	233,300円
	233,400円	満額の1/3	第Ⅲ区分	116,700円	116,700円

・すでに大学の特待生等で減免を受けている場合は、その減免額を除いた金額が対象となります。

例えば、授業料850,000円で特待生半額免除の場合、対象額は425,000円となり、もし第Ⅲ区分で採用されると減免額は対象額の1/3の約142,000円となります。

### 給付型奨学金の給付額

※住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生は、住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3の支援額となります。

支援対象者	自宅生		自宅外		支援措置内容	区分名
	月額	年額	月額	年額		
住民税非課税世帯の学生	38,300円	459,600円	75,800円	909,600円	満額	第Ⅰ区分
	(42,500円)	(510,000円)				
住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生	25,600円	307,200円	50,600円	607,200円	満額の2/3	第Ⅱ区分
	(28,400円)	(340,800円)				
	12,800円	153,600円	25,300円	303,600円	満額の1/3	第Ⅲ区分
	(14,200円)	(170,400円)				

※1 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

・3月の適格認定後や9月の収入確認により授業料減免額や給付額が変更する場合がありますので、ご了承ください。

なお、9月の収入確認は、原則日本学生支援機構よりマイナンバーを利用して確認します。

### ■貸与奨学金の併給上限額

給付奨学金制度の支援を受けた場合でも、日本学生支援機構貸与奨学金（無利子及び有利子）をあわせて借りることができますが、下記条件になります。

・第2種貸与奨学金（有利子奨学金）と給付奨学金の併用は可能です。利用月額に制限はありません。

・第1種貸与奨学金（無利子奨学金）は給付奨学金第Ⅰ区分、給付奨学金第Ⅱ区分と併用はできません。

・第1種貸与奨学金（無利子奨学金）は給付奨学金第Ⅲ区分は併用可能ですが、第1種貸与奨学金の利用額に

下記の上限があります。

		第一種上限	減免額	給付額	合計	利用可能額	区分名
準ずる世帯 (1/3支援)	自宅	54,000	19,500	12,800	32,300	21,700(20,000、30,300)	
	自宅外	64,000	19,500	25,300	44,800	19,200	

※1 生活保護世帯で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人は、カッコ内の金額となります。

■支援対象となる学生

- ・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

- ・支援を受けられる年取の目安と支援額(おおよその目安です進学資金シミュレーターで確認ください)

支援対象者	年取の目安 (両親・本人・高校生の家族4人世帯の場合)	支援措置内容	区分名
住民税非課税世帯の学生	～約295万円	満額	第Ⅰ区分
住民税非課税世帯に 準ずる世帯の学生	～約395万円	満額の2/3	第Ⅱ区分
	～約461万円	満額の1/3	第Ⅲ区分

日本学生支援機構 進学資金シミュレーターで確認

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>



・資産基準

- ・本人及び生計維持者(2人)の資産合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)※申告による対象は流動資産(現金、預貯金、有価証券、貴金属等)です。固定資産(土地、家屋など)は対象としません。

・学業等に係る基準

申込者年次	学業成績等に係る基準
1年次	次の①～③のいずれかに該当すること ①高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、または入学者選抜試験の成績が入学者上位1/2の範囲に属すること ②高等学校卒業程度試験の合格者であること ③将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが学修計画書等により確認できること
2年次以上	次の①、②のいずれかに該当すること ①GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ②修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修計画書等により確認できること

・申込みに係る要件

- ・日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者であること  
(「給付奨学金案内【家計急変】」P17参照)。
- ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であること